

●香川県告示第200号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成25年4月9日から同月30日まで一般の縦覧に供する。

平成25年4月9日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 高松長尾大内線（10号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市松島町2丁目7番1地先 から 高松市東山崎町字佐古188番1 地先まで	前	7.5~46.0	4,939	市道から県道へ移管
高松市春日町字片田1671番1地 先から 高松市東山崎町字佐古188番1 地先まで		23.6~52.0	3,222	
高松市松島町2丁目7番1地先 から 高松市東山崎町字佐古188番1 地先まで	後	7.5~46.0	4,939	
高松市春日町字片田1642番4地 先から 高松市東山崎町字佐古188番1 地先まで		21.4~52.0	3,703	

- 4 供用開始の期日 平成25年4月9日